

第12 多摩地域・島嶼地域における司法サービス

1 多摩地域・島嶼地域の現状

(1) 多摩地域の現状と裁判所

東京都の多摩地域には、30市町村があり、その面積は東京23区の1.8倍（1,160平方キロメートル）、人口は約420万人に及び（東京都の総人口の31%）、裁判所の管轄人口的には横浜地裁の502万人に次ぐ全国第4位である。産業経済活動も、事業所数は全国12位、卸売業・小売業に限った事業所数も全国13位等、活発な産業経済活動は1つの「県」に相当する。

2016（平成28）年9月28日時点で、弁護士会多摩支部に登録している会員（会員資格に制限無し）は、合計1,287人（多摩地域に事務所のある弁護士491人）である。ちなみに、1,287人の内訳は東弁638人、一弁337人、二弁312人であり、491人の内訳は、東弁301人、一弁52人、二弁138人である。

多摩地域の裁判所としては、2009（平成21）年4月にそれまでの地裁・家裁の八王子支部が立川に移転して地裁・家裁立川支部となり、それ以外に八王子簡裁、立川簡裁、武蔵野簡裁、町田簡裁、青梅簡裁がある。

(2) 島嶼地域の現状と裁判所

また、島嶼地域は広大な地域に伊豆諸島、小笠原諸島が点在しており、伊豆大島家裁出張所・簡裁、新島簡裁、八丈島家裁出張所・簡裁があるのみであり他の離島等の過疎地同様に、司法サービスもまた、その充実が求められている。

2 多摩地域における今後の司法及び弁護士会の課題

(1) 東京地方・家庭裁判所立川支部の物的設備・人的規模の拡充と「本庁化」問題

地家裁立川支部の取扱裁判件数は、全国の本庁・支部別統計において横浜地家裁本庁やさいたま地家裁本庁に肩を並べるほど多いが、裁判官・職員の数は不足しており、その人的規模を拡大して、利用者にとって利用しやすい裁判所にしていく必要がある。

のみならず、420万人もの市民が居住し、全国有数の事件数を抱える裁判所であるにもかかわらず、あくまで支部であるために、人事・予算など重要事項の決定権がなく、また行政事件は取り扱われず（労働審判事件については2010（平成22）年4月から取り扱っている。）、地家裁委員会もない状況にあり、多摩地域の弁護士たちからは、司法サービスの拡充のために、立川支部の「本庁化」及び八王子支部の設置が強く要請されている。

立川支部を本庁化するためには、「下級裁判所の設置及び管轄区域に関する法律」の改正が必要となる。東京三会多摩支部は、そのために、数々のシンポジウムを開催し、署名活動や、国会議員・商工会議所と共に最高裁・法務省に要望活動を行うなど、様々な取り組みを行ってきたが、当の裁判所や法務省は、立川支部を本庁化することに積極的とは言えない。今後は、日

弁連、関弁連、国会議員、自治体、地方議会、経済団体、マスコミなどを巻き込んで一大市民運動を作って本庁化本会化の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

(2) 弁護士会多摩支部の本会化

多摩地域は420万人を越える人口を有しているが、東京23区の1.8倍という広大な地域に分散して存在しており、その実態は都下23区の特徴である人口集中による「都市型」の人口分布と異なる「地方型」の人口分布を有していて、司法サービスの提供についても独自の手法が必要とされる場面も多く、都道府県単位で運営される「地方会」としての対応が望ましい。

また、東京地方・家庭裁判所立川支部の「本庁化」が実現した場合には必然的に対応する「単位弁護士会」の設立が必要となる。

ところが、東京都には、三つの弁護士会が存在することから、多摩支部もそれに対応して三支部が存在している。そして、最終決定権は三つの本会それぞれにあるため、多摩支部に関する問題について意思決定するには、まず多摩支部内で三支部が合意した上で、三つの本会が合意することが必要となる。このように最終意思決定機関が一本化されていないために、意思決定が機動的にできていないという大きな問題を抱えている。だからこそ、多摩地域に弁護士会の一元的責任体制の確立が必要なのである。

以上のような状況を踏まえ、東京三会は、2011（平成23）年に、東京三会本庁化本会化推進協議会を設置し、また、2014年（平成26）年には、東京三会多摩支部が、「多摩には多摩の弁護士会を」とのスローガンを掲げて、東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部を設置し、東京地方・家庭裁判所立川支部の本庁化、及び、東京三会の多摩支部統合、そして、東京三会多摩支部の「本会化」に向けて活動している（なお、2013（平成25）年以前の動きについては、多摩支部本会化検討プロジェクトチーム（2013（平成25）年に東京三会本庁化本会化推進協議会が組織されたことにより廃止）の作成にかかる、「多摩には多摩の弁護士会を！-東京弁護士会多摩支部の本会化に向けての意見書」、「多摩には多摩の弁護士会を！(2)-東京弁護士会多摩支部の本会化に向けての短期・中期・長期各課題とそれらに対する対応についての提言-」に詳しいので参照されたい。）。

なお、これまで一弁多摩支部は、東二弁の支部組織と異なり、一弁本会の一委員会に過ぎず、また、その会員資格についても、期限の定め無く、23区内に事務所のある弁護士も一弁多摩支部会員になれることされ、そのことが本会化実現に向けての足かせとなっていた。しかし、一弁は、平成27年度中に大英断を下し、2018（平成30）年4月1日以降は、東二弁と同趣旨の多摩支部会規及び多摩支部規則を制定して、正式な支部組織とするとともに、多摩支部会員資格を立川支部管内に法律事務所を有する会員に限定することとし、本会化に向けて大きく前進することとなった。そして、これに伴い、多摩支部における法律相談の割り当て、会務負担、経費（職員を含む）の比率については、東弁：一弁：二弁が2018（平成30）年3月31日までは従前どおり2：1：1とし、同年4月1日以降は、原則として各会の人口比に合わせて5：1：2とすることになった（但し、同年1月31日までに著しい人口比の変動が認められた場合には当該比率を見直すこととする）。また、財政面では、従前は、各年度の予算・決算は、東二弁で支部会員から独自に徴収する1人当

たり年間2万4,000円の支部会費の使い道も含め、すべて各本会での承認を得なければならず、個々の支出では、1万円以上の支出はすべて三本会の承認を得なければならぬこととされ、独立に向けての運動を進めるにあたっての障害となっていた。しかし、この点も、多摩支部側の要望により、2015（平成27）年4月1日からは、10万円以下の支出は多摩支部において決することができるものとされ、一定の改善が施された。

(3) 多摩地域の司法拠点の複数化

立川に従前より規模の大きい支部裁判所ができたことは、司法サービスの拡充の見地からは望ましいことである。しかし、多摩地域の面積の広大さ、生活圏の分散化（北多摩、西多摩、南多摩）、交通の便などを考慮するならば、それだけで多摩地域の裁判事件をすべてカバーできるかについては疑問も残る。すなわち、人口も取扱事件件数も多い多摩地域において、支部裁判所が一つしか存在しないということ自体が問題であり、本来、八王子以西地域や町田地域からのアクセスを考慮するならば、支部裁判所も立川支部の他、たとえば八王子支部・町田支部がそれぞれ並存する方が、より合理性があり多摩地域の住民のニーズにも合致するのではないか、という指摘である。

残念ながら、支部裁判所の立川移転により、八王子には簡易裁判所しか残されなかったが、弁護士会としては、八王子以西地域、町田地区方面にも少しでも多くの司法機能が拡充されるよう、財政問題の解決も含め、多摩地域の自治体、議会、市民と連携して今後も運動していく必要がある。

(4) 八王子の旧弁護士会館の処分・利用問題

支部裁判所の八王子から立川への移転に伴い、それまで八王子の裁判所前に位置していた三本の多摩支部会館も立川への移転が必要となり、紆余曲折の経緯の結果、2009（平成21）年4月に、裁判所近くの多摩都市モノレール高松駅前のアーバス立川高松駅前ビルの2階に、賃借物件として移転した。三本の新会館の面積は約207坪であり、隣接して東弁が単独で賃借した東弁会議室約50坪が併設されている。

この弁護士多摩支部会館の移転に当たっては、旧会館の土地・建物が東京三本の共同所有物であり、多摩支部の運営自体が三本の共同運営・共同費用負担（東弁・一弁・二弁が2：1：1）であったことから、2007（平成19）年度に三本でかなりの折衝・議論がなされ、その結果、2008（平成20）年2月20日付で「多摩支部新弁護士会館に関する覚書」が締結されて、立川新会館設立の条件として、「八王子の会館は、新会館開設後速やかに売却処分する」「八王子相談センターは、JRまたは京王八王子駅近辺に移転のうえ継続させる」と三本で合意されている（当時の一弁の強い要望であり、二弁も同調。）。

これに対し、2009（平成21）年7月、東弁多摩支部及び二弁多摩支部の連名で、2009（平成21）年度の三本会長宛に、あらためて、上記2008（平成20）年2月20日付三本覚書を白紙撤回し、八王子の旧弁護士会館を存置し、同会館内での法律相談センターを継続するよう求める要請書が出された。その理由は、①旧弁護士会館における法律相談センターの継続は、他の賃貸ビルに移設する場合と比較して、市民の利便の観点からも経済性の観点からも優位であること、②八王子市

からの会館存続の要望があること、③多摩の地域司法において旧会館建物には、いろいろな利用価値があること、等が述べられている。

結局、この問題については、当面は継続検討事項とされ、旧八王子会館は未だそのままの状態
で維持され、八王子法律相談センターとして利用されているに留まる。しかしながら、旧八王子
会館建物とその敷地の処分をどうするかについては、いずれは東京三会で結論を出さなければな
らない問題である。

東京三弁護士会としても、財政的観点と多摩地域の現状（必要性・利便性の正確な検証も含め
て）を考慮しながら、慎重に検討すべきである。

(5) 町田法律相談センターの設置問題

2016（平成28）年3月末日までは、一弁が町田法律相談センターを運営してきたが、同日をも
って廃止されることとなった。しかし、町田市は、人口が40万人を超えており、法的サービスの需
要が高いにも関わらず、多摩地域の他の法律相談センターが設置されている立川市や八王子市と
の交通の便が悪く、弁護士会運営による安心できる相談窓口を継続して設置してもらいたいとの
ニーズが強く認められた。

そこで、東京三会は、2016（平成28）年7月から、改めて町田法律相談センターを設置するこ
ととして、町田市民の法律相談に対応することとなった。

(6) 東弁ホールの費用負担問題

これまで東弁は、三会多摩支部の事務所が設置されている部屋の隣室（いわゆる「東弁ホール」）
を独自に賃借し、これを多摩支部のさまざまな会合に利用してきた。もともと、一弁や二弁もこ
れを利用してはいたにも関わらず、その費用は東弁が全額負担するという不公平が存在した。

この点については、2015（平成27）年4月1日からは東京三会で、東弁5：一弁1：二弁2の割合
で負担することと改められた。そして一弁、二弁も同ホールを使用することから、今後はその名
称を「多摩ひまわりホール」とすることとなった。

(7) 多摩支部役員報酬問題

上述のとおり、多摩支部には、さまざまな問題があり、東京三会の多摩支部の各支部長や副支
部長の職務は、本会の会長や副会長の職務ほどではないにしても相当な激務となっているが、現
在は、無報酬にて職務を行っている。

現在、多摩支部役員にも報酬を支給すべきではないかが議論されており、今後の帰趨が注目さ
れる。

3 島嶼部偏在対策

島嶼部には弁護士がおらず、かつ、法律相談も弁護士による相談は年1回程度のものであった。
しかし、東京三会は、大島において月1回の相談制度を始め、小笠原について2004（平成16）年
度から月1回の法律相談制度を始めている。八丈島については法友全期会が定期的な相談会を実
施し島民の期待に応えている。定期的に相談会を実施することにより島民の必要性に応える努力
を継続していかなければならない。